



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会社名 東京鐵鋼株式会社
代表者 代表取締役社長 吉原 每文
(コード番号: 5445 東証第一部)
問合せ先 取締役上席常務執行役員 太田 高嗣
(TEL 03-5276-9700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 88 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 28 年 4 月 15 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実と企業価値向上を図るため、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 88 期定時株主総会において承認されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

また、改正会社法により責任限定契約を締結することができる取締役等の範囲が変更されたことから、業務執行取締役等ではない取締役につきましても、期待される役割を十分に発揮できるように、損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、現行定款規定第 29 条（取締役の責任限定契約）の規定の変更を行うとともに、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日及び効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日（予定）

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第一章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会</p> <p>(2)監査役</p> <p>(3)監査役会</p> <p>(4)会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第二章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第三章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第四章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第一章総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会</p> <p>(2)監査等委員会</p> <p>(3)会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第二章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第三章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第四章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 当社は、会社法 329 条第 3 項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

<p>(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を定めるほか、取締役名誉会長、取締役会長及び取締役副社長各 1 名並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(顧問及び相談役) 第 23 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条 (条文省略)</p>	<p>(任期) 第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長 1 名を定めるほか、取締役名誉会長、取締役会長及び取締役副社長各 1 名並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(顧問及び相談役) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条 (現行どおり)</p>
---	--

<p>(取締役会の招集通知) 第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 27 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任限定契約) 第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第五章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員数) 第 30 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 28 条 取締役会は、その決議によって、<u>会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任限定契約) 第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p><u>(任期)</u> <u>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(補欠監査役の選任)</u> <u>第 33 条 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、本定款に定めた員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の監査役を選任することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u> <u>第 34 条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4 年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)

<p><u>(監査役の責任限定契約)</u> <u>第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第六章 計算</p> <p>(事業年度) 第 40 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当) 第 41 条 当社の剰余金の配当に関する事項は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(中間配当) 第 42 条 当社は、1 事業年度の途中において 1 回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当（以下「中間配当」という）を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会)</u> <u>第 31 条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u> 2. <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第六章 計算</p> <p>(事業年度) 第 34 条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第 35 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(削除)</p>
--	--

<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 44 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 36 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p><u>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p><u>【附則】</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 88 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>
---	---

以上